

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 相互救済事業に係る平成六年度の経営状況(管財課)  
青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)  
保険医療機関等の指定(保険課)  
漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての  
適否の決定(水産課)
- ◇ 選管告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 公募型指名競争入札の実施(農政課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成六年度の経営状況の通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 平成6年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

#### 1. 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,256
加入戸数	941,397戸
共済契約金額	4,533,898,974,000円
共済分担金	964,514,595円
罹災戸数	341戸
災害共済金	299,812,720円
復興建築助成戸数	241戸
復興建築助成金	122,373,254円
防火・住宅施設改善助成会員数	214
防火・住宅施設改善助成金	52,311,100円
災害見舞戸数	308戸
災害見舞金	28,664,403円

#### 2. 収支計算

(1)収入	
共済分担金収入	964,514,595円
会館収入	69,923,037円
その他の収入	78,464,667円
当期収入合計 (A)	1,112,902,299円
前期繰越収支差額	129,129,531円
収入合計 (B)	1,242,031,830円
(2)支出	

事業費	544,532,296円
管理費	279,909,594円
会館管理費	68,390,489円
特定預金支出	139,129,531円
その他の経費	86,059,647円
当期支出合計 (C)	1,118,021,557円
当期収支差額 (A)-(C)	▲5,119,258円
次期繰越収支差額(B)-(C)	124,010,273円

鳥取県告示第五百号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年七月四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行された表示記号等	発行所名
		題 号	類 別		
5 3 2 5	雑誌その他 の刊行物	濃 厚 ダ ン ス	イラストレイテ ド	ISBN-06-2532 B Q 4 0	株式会社 グラフィック 出版
5 3 2 6	〃	投稿ニヤ ンニヤ ン号	雑誌	16747-04	株式会社 青春画報
5 3 2 7	〃	激 写 8月号	不 明		
5 3 2 8	〃	BACHELOR (バ チエラー) 3月号	雑誌	07537-3	株式会社 ダイアプレス

5 3 2 9	〃	制服コ レクシ ョン	雑誌	02034-2	株式会社 大図社
5 3 3 0	〃	オ レ ソ ジ 通 信	雑誌	02189-4	株式会社 東京三社
5 3 3 1	〃	パ ニ ー と H	雑誌	S-012	株式会社 パニー
5 3 3 2	〃	み だ れ 髪	雑誌	S-013	株式会社 パニー
5 3 3 3	〃	敏 感 花 ビ ラ 全 開	雑誌	ANPY-03	株式会社 パニー
5 3 3 4	〃	Sexy Screw (セ クスクリ ュー)	雑誌	ANPY-04	株式会社 パニー
5 3 3 5	〃	ビ デオ ・ ザ ・ ロ ー ル ド 3 月 号 増 刊	雑誌	17688-3	株式会社 夜書房
5 3 3 6	〃	素 人 ナ ン バ 通 信 V o l. 4	雑誌	16674-3	株式会社 ラ
5 3 3 7	〃	漫 画 ユ ー ト ビ ア	雑誌	08937-7	株式会社 笠倉出版
5 3 3 8	〃	漫 画 ラ ブ タ ッ チ	雑誌	18633-7	株式会社 三和出版
5 3 3 9	〃	漫 画 ラ ブ ト ビ ア ス ペ シ ヤ ル 7 月 号	雑誌	18349-7	株式会社 三和出版
5 3 4 0	〃	C O M I C タ ッ シ ュ 漫 画 ダ イ ナ ミ ク 7 月 増 刊 号	雑誌	05980-7/15	株式会社 辰巴社
5 3 4 1	録 画 テ ー プ	放 課 後 エ ッ チ び ん び ん カ ン カ ン	雑誌	WA-04	株式会社 ワ

鳥取県告示第五百一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目一〇八一二	平成七年六月十五日
あだち歯科医院	東伯郡東郷町大字中興寺三五八一	〃
大石小児科	倉吉市西仲町二六四七	平成七年六月三十日
野津医院	鳥取市卯垣四丁目一〇一	平成七年七月一日
医療法人北室内科医院	鳥取市西町三丁目一〇	〃
医療法人社団米本内科	鳥取市吉成南町二丁目二七一三	〃
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	〃
清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七	〃
西尾内科クリニック	鳥取市岩倉四四六一二三	〃
大塩内科	鳥取市若桜町四九一八	〃
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇一	〃
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九一三八	〃
薬師寺整形外科医院	米子市東福原五丁目二二三〇	〃
国立米子病院	米子市車尾一二九三一	〃
医療法人社団越智内科医院	米子市加茂町一丁目九	〃
医療法人社団宝意内科医院	米子市万能町一六	〃
医療法人社団山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	〃
医療法人社団門脇内科医院	倉吉市山根五八六	〃

医療法人社団野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一一三〇	〃
池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六一一	〃
伊藤医院	倉吉市住吉町五七一六	〃
医療法人社団西田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	〃
岡本小児科医院	倉吉市昭和町一丁目六一	〃
石田産婦人科医院	境港市元町六九	〃
医療法人社団藤田医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇一三二	〃
森下医院	八頭郡河原町大字河原一九七一三	〃
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一一	〃
中野医院	東伯郡東伯町大字保五五一	〃
土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六一四	〃
医療法人社団林原医院	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇九二	〃
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	〃
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	〃
田中歯科医院	鳥取市吉方温泉町二丁目六四一	〃
社団法人鳥取県中部歯科医師会口腔衛生センター	倉吉市東巖城町六八	〃
医療法人社団山中歯科医院	倉吉市東巖城町一七〇	〃
医療法人くまの歯科医院	倉吉市西町二七〇二	〃
稲垣歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野一一八四一二	〃

橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二一〇	〃
やまなか歯科クリニック	西伯郡会見町天万三三八一	〃
小田歯科医院	西伯郡岸本町押口八六一二	〃
田中薬局	東伯郡東郷町大字旭四〇五二二	平成七年六月十五日
有限会社杏林堂薬局	鳥取市興南町七八	平成七年七月一日

鳥取県告示第五百二二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成七年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
夏泊加入区	しいらつけ漁業
赤碕加入区	しいらつけ漁業

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

施設の名 称	所 在 地
三朝町総合文化ホール・交流促進センター大ホール	東伯郡三朝町大字大瀬九九九一
三朝町総合文化ホール・交流促進センター多目的ホール	東伯郡三朝町大字大瀬九九九一
三朝町総合文化ホール・交流促進センター山村開発センター大会議室	東伯郡三朝町大字大瀬九九九一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第

四号) 第九条第一項の規定により告示する。

平成七年七月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 輝

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんご遊技機	ミルキーバー	株式会社ニューギン
〃	スクランブルジェット	〃
〃	C R G I	〃
〃	スクランブルジェット2	〃
〃	クークマン	株式会社三共
〃	C Rクワイバークワンクワン劇場	〃
〃	どすこい大相撲	株式会社平和
〃	クワイヤーアタック	〃
回胴式遊技機	ハットトリックA	株式会社尚球社
〃	ダズルベリー	大東吉智株式会社

公 告

県立フラーパーク防災施設工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参

加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成7年7月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 県立フラーパーク防災施設工事
- (2) 工事場所 西伯郡会見町大字鶴田及び岸本町小野
- (3) 工事内容

ア 本工事は、県立フラーパークの基盤造成工事に先立って、開発に伴う流出量の調整を行う調整池2箇所及び濁水等の流出を防止するための沈砂池等を設置する工事である。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる主要地方道清口伯太線は、鶴田集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通へ支障を与えないよう十分注意する必要がある。

ウ また、下流(小野集落、日野川等)への濁水防止対策を行い、濁水流出に十分注意するとともに、施工範囲が狭い谷部にわたるため、作業工程等十分打ち合わせを行い施工計画を立てる必要がある。

(4) 工事概要

ア 防災調整池

1号調整池 コンクリート掘提 (H=12m×L=48.5m V=1,968m<sup>3</sup>)

2号調整池 コンクリート掘提 (H=8m×L=40.0m V=951m<sup>3</sup>)

イ 幹線排水路 コルゲートフリューム (1.2m×1.8m L=210m)

ウ ボックスカルバート (1.8m×1.8m L=117m)

ウ 仮設工(指定)

沈砂池 7箇所 (B=10m×L=10m~B=5m×L=5m)

仮設道路 盛土碎石敷均し (L=1,265m B=8.0m~3.5m)

<p>仮設排水路 樋工水路等 (L=890m)</p> <p>(5) 工期 平成7年8月から平成8年3月まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者 技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事に係るものを有すること。</p> <p>(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における土木一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>(4) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(土木工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(5) 平成7年7月4日(火)から同年8月9日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(6) 平成2年度以降5年間に、治山工事又は砂防工事等で提高8m以上、かつ、提長40m以上若しくは提体積950m<sup>3</sup>以上のコンクリート提体工事を元請として施工した実績(継続工事を含む。)があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。</p> <p>(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(8) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p>	<p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間 平成7年7月4日(火)から同月17日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>ア 提出期間 平成7年7月4日(火)から同月17日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料の審査 提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話番号0857-26-7331)に対して行うこと。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
---	--